

令和 2 年度

男女共同参画の推進に関する年次報告

宇都宮市

男女共同参画の推進に関する年次報告について

宇都宮市男女共同参画推進条例 第15条（年次報告）において、「市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとする。」と定められていることから、市の施策情報を積極的に公表し、広く市民に男女共同参画に関する理解と施策について協力を求めるため、「男女共同参画行動計画」の進捗状況を報告するものです。

本書においては、「第4次宇都宮市男女共同参画行動計画」に掲げた3つの基本目標ごとに、令和2年度の施策・事業の進捗状況についてまとめたものです。

目 次

第1部「第4次宇都宮市男女共同参画行動計画」の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2部「第4次宇都宮市男女共同参画行動計画」成果指標一覧・・・・・・・・・・・・ 7

第3部「第4次宇都宮市男女共同参画行動計画」計上事業の進捗状況・・・・・・・・・・ 8

1 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた行動を促す意識の変革・・・・・・・・・・・・ 8

施策の方向1 男女共同参画意識を实践・行動に繋げるための教育・啓発の推進・・・・・・・・ 8

施策の方向2 男性を中心とした意識変革による固定的性別役割分担や慣行の見直し・・ 9

2 基本目標Ⅱ さまざまな分野における男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・ 10

施策の方向3 雇用の場における女性の活躍の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

施策の方向4 地域・社会における男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

施策の方向5 意思決定過程における男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

3 基本目標Ⅲ 人権が守られ尊重される社会に向けた環境整備・・・・・・・・・・・・ 15

施策の方向6 男女間におけるあらゆる暴力の根絶・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

施策の方向7 性に対する理解促進と性差に応じた健康支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

4 令和3年度男女共同参画の推進に関するまとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

参考資料

・ 宇都宮市男女共同参画推進条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

・ 宇都宮市男女共同参画推進条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

◆ 第1部

「第4次宇都宮市男女共同参画行動計画」の概要

計画の期間

2018（平成30）年度から2022（令和4）年度までの5年間です。

基本理念

宇都宮市男女共同参画推進条例第3条に規定する基本理念を、本計画の基本理念とします。

- ① 男女の個人としての尊厳の尊重
- ② 性別役割分担を反映した慣行にとらわれない活動の自由な選択
- ③ 方針の立案及び決定への参画機会の確保
- ④ 家庭生活における活動と他の活動との両立
- ⑤ 男女の生涯にわたる健康の確保
- ⑥ 国際社会における動向の留意と協調

目指すべき姿

一人ひとりが尊重され、多様な選択を可能にし、
個性と能力を十分に発揮できる社会

<一人ひとりが尊重され>

一人ひとりの個性や能力、身体的特性を認め合い、互いの人権や意見・考え方を尊重する社会

<多様な選択を可能にし>

誰もが、自分の意思で生き方、働き方を選択できる社会

<個性と能力を十分に発揮できる>

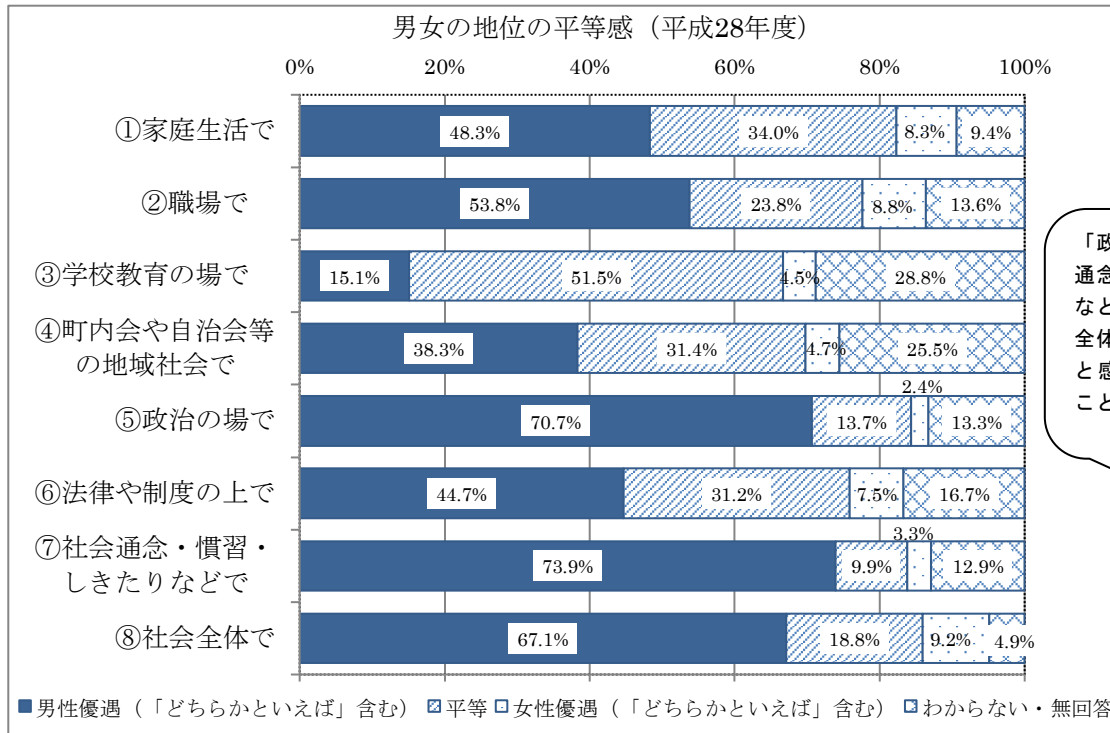
あらゆる分野において、生き生きとその個性と能力を発揮し、活躍することができる社会を目指します。

1 男女共同参画社会に向けた行動を促す意識の変革

「男女共同参画社会」を実現するためには、固定的性別役割分担に捉われず、多様な生き方を認め合い、正しい理解と認識を深め、男女共同参画の視点を持ちながら、行動することが大切です。

このため、さまざまな機会を捉えながら男女共同参画を実践・行動に繋げるための教育・啓発の推進に取り組むとともに、固定的性別役割分担や慣行の見直しなどを推進します。

特に、本市の課題として、男性の固定的性別役割分担意識の解消が必要であることから、男性自身の意識の変革による家庭参画の促進などに取り組みます。



「政治の場」や「社会通念・慣習・しきたり」をはじめ、「社会全体」で、「男性優遇」と感じる市民が多いことが分かります。



出典) 宇都宮市

具体的な推進事業

■男女共同参画の教育の推進

- ・男女共同参画をテーマに、幅広い世代を対象にした講演や講座を開催します。
- ・学生のキャリア形成に繋がる教育支援を実施します。

■男女共同参画についての広報・啓発活動

- ・男女共同参画推進月間や週間において、集中的・重点的に広報・啓発事業を展開します。
- ・広報紙や Facebook などの各種媒体を活用し、市民に広く周知・啓発します。

■男性自身の意識の変革による家庭参画の促進

- ・仕事中心の生活意識の変革を促し、男性の家庭参画に繋がる講座等を実施します。

■男性シニア層を中心とした固定的性別役割分担の解消

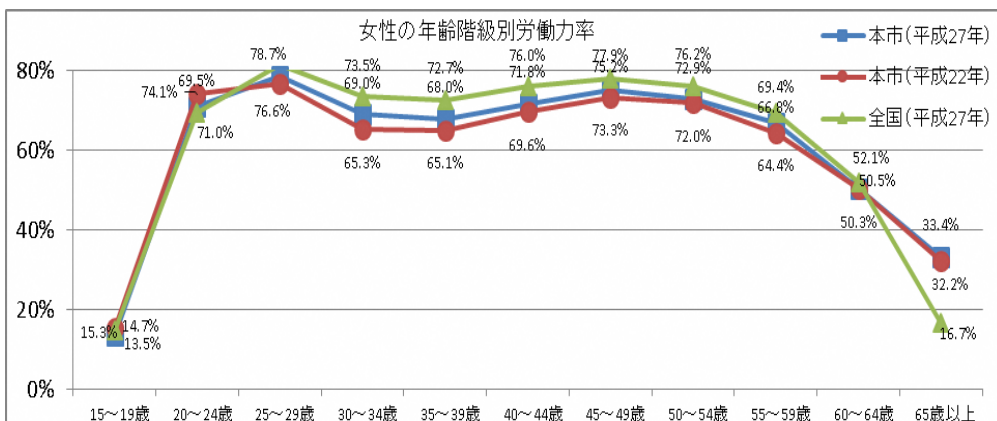
- ・男性シニア層を中心に、男女共同参画意識の高揚を図るための講演や講座を実施します。

2 さまざまな分野における男女共同参画の推進

「さまざまな分野における男女共同参画」を実現するためには、個々のワーク・ライフ・バランスが図られ政策方針決定過程への女性の参画など、男女が社会の対等な構成員として、特定の分野に固執することなく、男女がともに活躍できる分野を拡げることが必要です。

このため、結婚・出産・育児における女性の就業継続支援や子育て後の再就職支援など「雇用の場における女性の活躍」を推進するほか、地域社会が抱える課題の解決には、男女双方の視点を踏まえた対応が不可欠であることから、「地域・社会における男女共同参画」を推進します。

また、「意思決定過程における男女共同参画」の推進に向けて、審議会等への女性の登用促進や人材の発掘・育成、男女共同参画推進団体等と連携による施策等を展開します。



宇都宮市(女性)の労働力率は、子育て期の30歳代に低下する「M字曲線」を描き、5年前に比べ増加が見られるものの、「全国平均」と比べ、離職する割合が高いことが分かります。



出典) 総務省「国勢調査」

具体的な推進事業

■女性の活躍に向けた人材育成支援

- ・女性のキャリア形成支援に繋がる講演や講座を開催します。

■仕事と子育てや介護等との両立支援

- ・保育所や認定子ども園の整備促進、宮っ子ステーション事業の充実を図ります。
- ・介護保険事業や家族介護教室などを実施します。

■働きやすい職場環境整備に向けた支援

- ・働きやすい職場環境づくりなどを支援するため、中小企業に対し、コンサルタント派遣等を行います。

■女性のチャレンジへの支援

- ・女性の起業講座や再就職マッチング事業、学び直しの支援事業を実施します。

■地域における男女共同参画の推進

- ・防災活動や災害発生時における男女共同参画の推進を図ります。

■市の政策・方針決定過程における女性の登用促進

- ・審議会・委員会等への女性の登用促進を図ります。

■自営の商工業や農業・林業従事者、地域等における方針決定への女性の参画促進

- ・管理職・役員等への女性の登用促進に向けて、周知・啓発を行います。

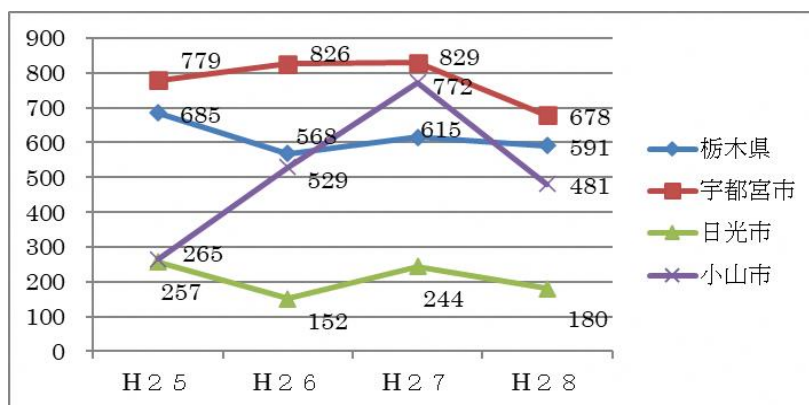
3 人権が守られ尊重される社会に向けた環境整備

「人権が守られ尊重される社会に向けた環境整備」に向けて、男女が個人としての人権を尊重し、互いの身体的特性を理解し合うことが必要です。

このため、配偶者や恋人からの暴力、若年女性層への性犯罪など、男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向け、相談から自立に向けた切れ目ない支援に取り組むとともに、被害者や加害者にならないための啓発に取り組みます。

また、男女が互いの身体的特性を十分に理解し合い、人権を尊重し、思いやりをもって生きていくことができるよう、性や健康に関する正しい知識や情報を提供し、性差やライフステージに応じた理解促進と健康支援に取り組めます。

栃木県内4ヶ所の配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数



出典) とちぎ男女共同参画センター調べ(平成29年4月)

具体的な推進事業

■配偶者や恋人からの暴力対策の推進

- ・DVの未然防止対策、相談体制の充実、被害者の安全確保、被害者の自立支援体制づくりなど、総合的・一体的なDV対策を推進します。
- ※具体的な推進事業は、「第2次宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」(平成25年度策定、平成30年度第3次基本計画を策定予定)に基づき実施します。

■女性に対する性暴力・性犯罪被害等の未然防止

- ・性暴力、ストーカー被害等の女性に対する暴力被害の未然防止啓発に取り組めます。

■性についての理解促進

- ・「性教育サポート事業」の実施など、若者への性教育を実施します。
- ・市のホームページ等の各種媒体を活用し、LGBTに関する正しい情報提供や理解促進に取り組めます。

■性差に応じた健康支援

- ・男女がともに身体的特性について正しく理解し合い、生涯を通じて健康を享受できるよう、性差に応じた健康支援講座を実施します。
- ・女性の健康週間イベントをはじめとした女性の健康力アップ事業の実施や、がん検診、妊婦健康診査、不妊に悩む人への支援等を実施します。

計画を推進するために

1 市民・事業者・関係団体等との協働

行動計画の施策・事業を進めるにあたっては、市民・事業者・男女共同参画推進団体等と連携・協働により、積極的に進めます。

2 男女共同参画推進センター「アコール」を中核とした男女共同参画の推進

男女共同参画推進の拠点として、以下の4つの機能のもと、関係機関・団体等と連携し、各種事業を行います。

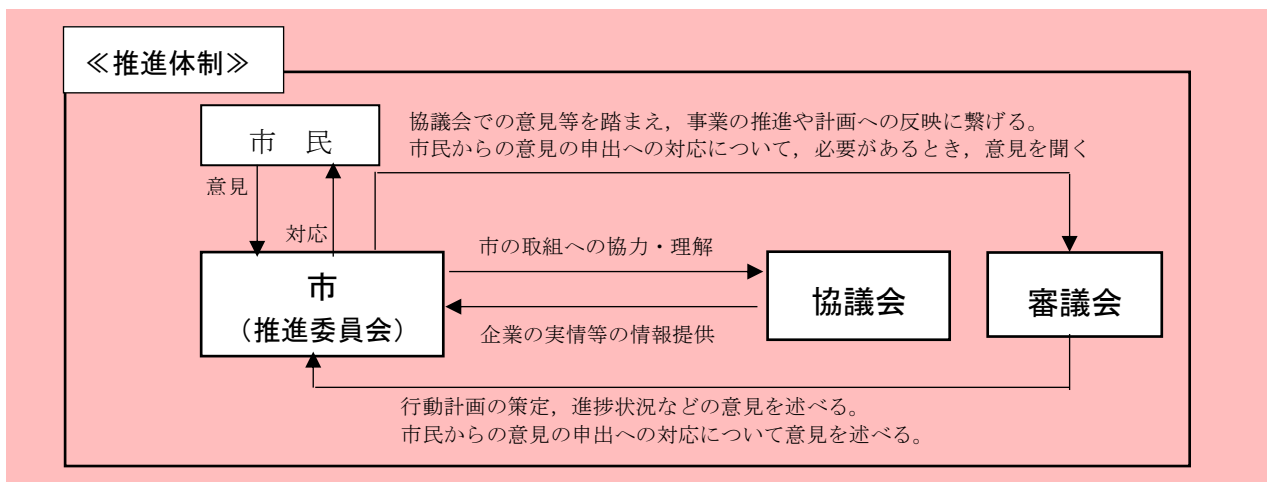
- ① 学習・研修 講座や講演会，研修会を開催します。
- ② 相談支援 男女共同参画に関する相談・指導を行います。
- ③ 交流・市民活動支援 市民，事業者，民間団体等の支援や人材育成に取り組み，各主体の交流を促進します。
- ④ 情報収集・提供 男女共同参画に関する情報の収集と提供を行います。

平成29年度，市民により親しまれるセンターを目指し，「アコール」という愛称が名付けられました。フランス語で「和音」を意味し，一人ひとりの多様な個性が寄り添い，重なり合って，相乗効果をもたらしながら，新たなハーモニーを醸成していくイメージを，男女共同参画社会に向けた思いにつなげたものです。



3 庁内外の総合的な推進体制

- (1) 庁内関係部署から成る「宇都宮市男女共同参画推進委員会」の設置
 - ・行動計画の策定及び推進，その他男女共同参画に関する施策等について検討します。
- (2) 外部有識者から成る「宇都宮市男女共同参画審議会」の設置
 - ・行動計画の策定又は変更，進捗状況や男女共同参画の推進に関する事項に対し，意見を述べます。
- (3) 行政，関係機関・団体等から成る「(仮称)宇都宮市女性活躍推進協議会」の設置
 - ・本市における女性活躍推進に関する取組を効果的かつ円滑に推進していくため，地域における様々なネットワークを形成し，地域の実情を踏まえた女性活躍の取組について協議を行います。



4 計画の進行管理を行い，毎年，公表

「宇都宮市男女共同参画推進条例」第15条に基づき，毎年，年次報告を作成し，行動計画の進捗状況を公表します。

5 男女共同参画の更なる推進に向けて，調査研究を実施

男女共同参画を取り巻く課題を的確に捉え，新たな施策に取り組むためにも，国際社会や国・県の動向などに留意・協調しつつ，男女共同参画に関する調査・研究に取り組みます。

計画の体系

●印は重点施策

★印は女性活躍推進法対応

基本目標

施策の方向

施策

基本目標Ⅰ

男女共同参画社会に向けた行動を促す意識の変革

1 男女共同参画を实践・行動に繋げるための教育・啓発の推進

男女共同参画の教育の推進

男女共同参画についての広報・啓発活動

2 男性を中心とした意識変革による固定的性別役割分担や慣行の見直し

男性自身の意識変革による家庭参画の促進●★

男性シニア層を中心とした固定的性別役割分担の解消

基本目標Ⅱ

さまざまな分野における男女共同参画の推進

3 雇用の場における女性の活躍の推進

女性の活躍に向けた人材育成支援★

仕事と子育てや介護等との両立支援●★

働きやすい職場環境整備に向けた支援●★

4 地域・社会における男女共同参画の推進

女性のチャレンジへの支援●★

地域における男女共同参画の推進

5 意思決定過程における男女共同参画の推進

市の政策・方針決定過程における女性の登用促進●★

自営の商工業や農業・林業従事者、地域等における方針決定への女性の参画促進★

基本目標Ⅲ

人権が守られ尊重される社会に向けた環境整備

6 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

配偶者や恋人からの暴力対策の推進（DV対策基本計画）●

女性に対する性暴力・性犯罪被害等の未然防止

7 性に対する理解促進と性差に応じた健康支援

性についての理解促進

性差に応じた健康支援

◆ 第2部

「第4次宇都宮市男女共同参画行動計画」成果指標一覧

1 評価基準について

評価の基準については行政評価の基準を踏まえ、下記のとおりとする。

- ・ 目標値に対する進捗率が、100%以上 : A 達成している
- ・ 目標値に対する進捗率が、70%以上100%未満 : B 概ね達成している
- ・ 目標値に対する進捗率が、70%未満 : C 達成していない

2 「第4次宇都宮市男女共同参画行動計画」成果指標一覧

基本 目標	施策の方向	成果指標							
		指 標	実績値の 把握方法	基準値		実績値			目標値
				H28年度	H30年度	R1年度	R2年度	評価	R4年度
I 男女共同参画社会に向けた行動を促す意識の变革	1 男女共同参画を实践・行動に繋げるための教育・啓発の推進	①男女の家事・育児・介護時間の割合(男:女)	宇都宮市「市政に関する世論調査」	—	1:5	1:4	1:2	A	1:4
	2 男性を中心とした意識变革による固定的性別役割分担や慣行の見直し	②「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に肯定的な市民の割合	宇都宮市「市政に関する世論調査」	7.2%	4.6%	4.8%	4.0%	A	5.0%
II さまざまな分野における男女共同参画の推進	3 雇用の場における女性の活躍の推進	③女性の就業率(25~44歳)	「国勢調査」(※1)	60.8%(H27)	—	—	—	—	62.0%
		④民間企業の管理職に占める女性の割合(課長相当職)	宇都宮市「男女共同参画に関する事業所意識調査」(※1)	—	—	—	—	—	16.0%
		⑤男性の育児休業取得率	宇都宮市「男女共同参画に関する事業所意識調査」(※1)	5.8%(H27)	—	—	—	—	13.0%
		⑥女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定中小企業数	厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」	38企業	61企業	67企業	88企業	B	累計100企業
	4 地域・社会における男女共同参画の推進	⑦社会活動に参加する割合(※2)	宇都宮市「市政に関する世論調査」	—	41.4%	42.1%	38.9%	C	63.0%
	5 意思決定過程における男女共同参画の推進	⑧審議会等委員に占める女性の割合	宇都宮市行政総務課調査	24.6%	24.1%	24.9%	26.0%	B	30.0%
	⑨本市職員の管理職に占める女性の割合	宇都宮市人事課調査	10.8%	13.8%	15.1%	14.7%	B	15.0%	
III 人権が守られ尊重される社会に向けた環境整備	6 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	⑩この1年間に配偶者から暴力を受けたことのある女性の割合	宇都宮市「市政に関する世論調査」	18.3%(※3)	4.7%	5.5%	3.0%	B	0%に近づける
	7 性に対する理解促進と性差に応じた健康支援	⑪LGBTの言葉の認知度	宇都宮市「男女共同参画に関する市民意識調査」(※1)	41.0%	64.5%	50.4%	52.9%	A	50.0%

※1 「男女共同参画に関する市民・事業所意識調査」及び「国勢調査」については、5年に一度の調査のため、R2年度のデータなし。ただし、成果指標③④⑤については、本文中において、参考となる調査結果を参考値として表示し、成果指標⑩については、進捗を「市政に関する世論調査」で確認することとする。

※2 PTA、生涯学習、スポーツ、NPO、ボランティア活動など

※3 H28年度は「過去2年間に配偶者や恋人から暴力を受けたことのある女性の割合」

◆ 第3部

「第4次宇都宮市男女共同参画行動計画」計上事業の進捗状況

第4次男女共同参画行動計画に掲げた3つの基本目標ごとに、令和2年度の施策・事業の進捗状況について、以下のとおり報告します。(詳細は別紙を参照)

1 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた行動を促す意識の変革

施策の方向1 男女共同参画意識を实践・行動に繋げるための教育・啓発の推進

学校教育を除く社会の様々な分野においては、依然として男性が優遇されていると感じている市民の割合が高く、男女共同参画社会を実現するためには、引き続き男女共同参画の意義を理解させるとともに、学んだ知識を、実践・行動に繋げていくことが必要です。

このため、男女が社会における対等な構成員であることを理解した上で、一人ひとりが望む生き方を選択し、個性や能力を最大限に発揮しながら自立して生きていけるよう、男女共同参画の必要性について認識を深めるとともに、キャリア形成に繋がる取組を推進していきます。

【成果指標①】 男女の家事・育児・介護時間の割合（男：女）

実績値の把握方法	基準値	実績値				目標値
	H28年度	H30年度	R1年度	R2年度	評価	R4年度
宇都宮市「市政に関する世論調査」	—	1：5	1：4	1：2	A	1：4

【取組状況と課題】

- 男女共同参画の意識啓発として、市内全小学5年生を対象に、男女共同参画教育資料を配布するなど、若年層への男女共同参画の教育に取り組んだ。
- 中高生や大学生を対象に実施している「デートDV防止出前講座」については、学んだ知識を実践・行動に繋げるため、令和2年度は新たに、大学生向けの講座において、ワークショップを取り入れたほか、更に中学生向けの講座にも導入できるよう、モデル事業を実施し、取組の強化を図った。
- 成果指標①は、教育・啓発の効果や、また、コロナ禍における在宅時間の増加など、ライフスタイルの変化の影響(※)により、目標値を大幅に上回ったと想定される。
- 今後とも、男女が社会における対等な構成員であることを理解し、行動に繋げていくため、各年代に応じた教育・啓発を継続して行っていく必要がある。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響下において家族と過ごす時間が増えたと回答した割合
70.3%

出典：内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査（令和2年6月）」

施策の方向2 男性を中心とした意識変革による固定的性別役割分担や慣行の見直し

市民意識調査によると、性別による固定的な役割分担意識は、男性に根強く残っていますが、女性ほど社会の中で男性が優遇されているとは感じていません。しかし、共働き世帯の増加や非婚化、父子家庭の増加などにより、これまで女性中心の問題とされていた介護や育児と仕事の両立は、今後、男性にとっても深刻な問題となり、また、女性の社会参画を促進するうえでも、男性の家庭参画が一層求められています。

このようなことから、男性を中心に、固定的な役割分担意識の解消や長時間労働を是とする仕事中心の生活意識の変革を促す取り組みを推進します。

【成果指標②】 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に肯定的な市民の割合

実績値の把握方法	基準値	実績値				目標値
	H28年度	H30年度	R1年度	R2年度	評価	R4年度
宇都宮市「市政に関する世論調査」	7.2%	4.6%	4.8%	4.0%	A	5.0%

【取組状況と課題】

- ・ 男性の意識変革による家庭参画の促進や、性別による固定的な役割分担の解消のため、「男性の家庭参画促進講座」や「ママパパ学級」などを実施した。
- ・ 令和2年度は、男女共同参画情報誌において、コロナ禍におけるライフスタイルの現状について取り上げ、テレワークなど、働き方が変化する中で、家事・育児への夫婦の考え方を見直すきっかけとなるよう、市民向けの意識啓発に取り組んだ。
- ・ 成果指標②は、各種啓発等に取り組んだ結果、目標値の5%を達成している。
- ・ 今後とも、男性の家庭参画が一層求められることから、男性をはじめ広く市民に対し、継続した周知啓発や各種講座に取り組む、生活意識の変革を促していく必要がある。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた行動を促す意識の変革

今後の取組

- ・ 男女共同参画の意識啓発については、男女共同参画の意義を若年層から理解させることが重要であるため、中高生や大学生を対象とした「デートDV防止出前講座」において、学んだ知識を実践・行動に繋げるため、中学生向けの講座にワークショップを取り入れるほか、大学生等を対象に実施している「仕事と子育て家庭のインターンシップうつのみや事業」における、キャリア形成講座の充実を図るなど、各年代に応じた教育・啓発を強化していく。
- ・ 性別による固定的な役割分担や慣行の見直しに向けては、コロナ禍におけるライフスタイルの変化を踏まえ、引き続き、「男性の家庭参画促進講座」を実施するほか、情報誌を活用した啓発を行うなど、男性の家庭参画を促進し、男性をはじめ広く市民に対する生活意識の変革を促していく。
- ・ なお、コロナ禍においても、多くの市民に継続的な啓発を行っていく必要があることから、各種講座においては、積極的にオンラインを活用し、事業実施の機会を確保していく。

2 基本目標Ⅱ さまざまな分野における男女共同参画の推進

施策の方向3 雇用の場における女性の活躍の推進

働く女性は増えてきましたが、中途退職する理由として、結婚・出産・育児と仕事の両立が困難という理由が上位を占めており、子育て後の再就業においても、非正規職員である割合が高いなど、キャリアの継続やキャリアアップが難しい状況におかれています。

このため、働き続けることを希望する女性が働き続けられ、持てる才能を活かし活躍できる環境を整えることが必要であり、引き続き保育や介護など福祉サービスの充実を図るとともに、事業所における働き方改革を促進し、仕事と生活の両立が図れる働きやすい職場環境整備に向けた支援に取り組みます。

【成果指標③】 女性の就業率（25～44歳まで）

実績値の把握方法	基準値	実績値				目標値
	H28年度	H30年度	R1年度	R2年度	評価	R4年度
「国勢調査」	60.8% (H27)	—	—	—	—	62.0%
【参考値】※全国値 総務省労働力調査	(72.7%)	(76.5%)	(77.7%)	(77.4%)		

【成果指標④】 民間企業の管理職に占める女性の割合（課長相当職）

実績値の把握方法	基準値	実績値				目標値
	H28年度	H30年度	R1年度	R2年度	評価	R4年度
宇都宮市「男女共同参画に関する事業所意識調査」	—	—	—	—	—	16.0%
【参考値】※全国値 賃金構造基本統計調査	(10.3%)	(11.2%)	(11.4%)	(11.5%)		

【成果指標⑤】 男性の育児休業取得率

実績値の把握方法	基準値	実績値				目標値
	H28年度	H30年度	R1年度	R2年度	評価	R4年度
宇都宮市「男女共同参画に関する事業所意識調査」	5.8% (H27)	—	—	—	—	13.0%
【参考値】※栃木県値 栃木県労働環境等調査	(2.5%)	(4.0%)	(8.9%)	(12.8%)		

【成果指標⑥】 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定中小企業数

実績値の把握方法	基準値	実績値				目標値
	H28年度	H30年度	R1年度	R2年度	評価	R4年度
「女性の活躍推進企業データベース」 (厚労省)	38企業	61企業	67企業	88企業	B	累計 100企業

【取組状況と課題】

- ・ 雇用の場における女性の活躍を推進するため、人材育成支援として、女性のためのキャリアアップ講座を実施するとともに、本市で就業する女性の後押しとなる、女性の事務職等の雇用を促進する「オフィス企業立地支援」などに取り組んだ。
- ・ また、働く子育て世代等の仕事と子育てや介護等との両立を支援するため、待機児童ゼロの継続的な実現に向けた、保育サービスの提供や、留守家庭児童の生活の場である「子どもの家等事業」などの地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの推進、介護離職を予防するための意識啓発講座等を実施した。
- ・ 男女ともに働きやすい職場環境整備や、男性の育児休業取得の促進に向けた支援としては、事業者に対し、「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定啓発リーフレット」の配布や、計画策定を支援するため、社会保険労務士を講師とした「出前説明会」を実施するとともに、働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる事業者を表彰する「男女共同参画推進事業者表彰（きらり大賞）」の実施や、「ワーク・ライフ・バランス実践ガイドブック」の配信に取り組んだ。
- ・ 令和2年度は、これから働く女子学生等の更なる就業継続意識の向上を図るため、「仕事と子育て家庭のインターンシップうつつのみや事業」において、働きやすい職場環境づくりに取り組む経営者の考え方を学ぶことのできる交流会を企業における女性活躍を推進するため、企業・経済団体・行政などで構成される「みやシャイン女性活躍推進協議会」と連携して実施するなど、取組の充実に努めた。
- ・ 成果指標⑥は、各種事業に取り組んだ結果、行動計画策定中小企業数は年々増加している。
- ・ 今後は、働き続けることを希望する女性が、結婚、妊娠・出産などのライフイベントが生じても、キャリアを中断せずに、安心して働き続けることのできるよう、引き続き、「みやシャイン女性活躍推進協議会」との意見交換を実施し、企業の意見を踏まえながら、働きやすい職場環境づくりに取り組む必要がある。

施策の方向 4 地域・社会における男女共同参画の推進

近年発生した大震災時の対応等に見られるように、地域社会が抱える課題の解決には、その構成員である男女双方の視点を踏まえた対応が不可欠であり、平常時から、地域・社会における男女共同参画を推進していくことは危機管理としても重要です。

このようなことから、先進的な事例の紹介や女性が活躍できる場の提供などにより、男女共同参画意識の醸成、地域社会における活躍を促す事業を展開します。

また、様々な理由により、働く意欲をもちながら就業していない女性が活躍できるよう、ライフスタイルにあった働き方につながる支援に取り組みます。

【成果指標⑦】 社会活動に参加する割合

(※ PTA, 生涯学習, スポーツ, NPO, ボランティア活動など)

実績値の把握方法	基準値	実績値				目標値
	H28年度	H30年度	R1年度	R2年度	評価	R4年度
宇都宮市「市政に関する世論調査」	—	41.4%	42.1%	38.9%	C	63.0%

【取組状況と課題】

- ・ 女性のチャレンジへの支援として、女性向けの就職情報の提供や、地域における男女共同参画の推進に向け、男女共同参画の視点を取り入れた防災講座を実施した。
- ・ 令和2年度は新たに、生涯学習センターと連携した防災出前講座を実施するほか、防災活動や災害時における女性等に配慮した避難所運営について明記した、「宇都宮市避難所開設・運営ガイドライン」の庁内外の周知に取り組んだ。
- ・ また、まちづくり活動への参加者の増加や活性化を図るため、スマートフォンを活用し、情報発信を行う「まちづくり活動応援事業」については、活動事例集・事業PR動画を作成するなど、内容の充実を図り、地域社会で活躍を促す事業に取り組んだ。
- ・ 成果指標⑦は、コロナ禍における活動自粛の影響を受け、前年度に比べ減少した。
- ・ 今後は、特に、災害時には男女双方の視点を踏まえた対応が不可欠であることから、平常時からの地域・社会における男女共同参画を推進するため、関係機関や団体と連携を図りながら、男女ともに地域・社会活動へ参加するきっかけとなる取組の充実・強化が必要である。

施策の方向 5 意思決定過程における男女共同参画の推進

誰にとっても生きやすく住みやすい社会の実現のためには、男女が社会における対等な構成員として意思決定過程に参画することが求められます。

こうしたなか、本市においては、審議会等の行政組織や地域組織等において意思決定に関わる委員や役員など、女性の比率が全国と比べても低いことから、審議会・委員会等の委員や、自営の商工業や農業・林業従事者においても役員等への女性の登用促進が求められています。このため、意思決定過程に参画し、活躍できる人材の発掘・育成に努めるとともに、積極的に女性を推薦できる仕組みについて検討していきます。

【成果指標⑧】 審議会等委員に占める女性の割合

実績値の把握方法	基準値	実績値				目標値
	H28年度	H30年度	R1年度	R2年度	評価	R4年度
宇都宮市行政総務課調査	24.6%	24.1%	24.9%	26.0%	B	30.0%

【成果指標⑨】 本市職員の管理職に占める女性の割合

実績値の把握方法	基準値	実績値				目標値
	H28年度	H30年度	R1年度	R2年度	評価	R4年度
宇都宮市人事課調査	10.8%	13.8%	15.1%	14.7%	B	15.0%

【取組状況と課題】

- ・ 審議会等委員の女性の登用促進を図るため、庁内関係部局に対し、あらゆる人材が意思決定の場に参画する重要性について働きかけを行うほか、商工会議所と連携した女性リーダー養成講座などを実施した。
- ・ 令和2年度は新たに、女性活躍のロールモデルとなる方との交流の場を女性社員向けスキルアップ講座の実施時に提供するほか、男女共同参画情報誌において、地域で活躍する女性を積極的に紹介するなど、意思決定の場に女性が積極的に参画できるよう、市民への周知啓発に取り組んだ。
- ・ 成果指標⑧は、各種啓発等に取り組んだ結果、前年度に比べ増加しているものの、目標値には達していない状況である。
- ・ 今後は、女性が意思決定の場に参画できるよう、講座の実施や情報誌の配布により、職場や地域、団体等で活躍する更なる女性リーダーの育成等に取り組むとともに、庁内関係部局に対し、審議会等への女性の登用を促す個別の働きかけを行っていく必要がある。

基本目標Ⅱ さまざまな分野における男女共同参画の推進

今後の取組

- ・ 雇用の場における女性の活躍推進については、「仕事と子育て家庭のインターンシップうつのみや事業」における対象者を、市内大学生等のみならず、首都圏の大学生等にも拡充して取り組むなど、より多くの学生に対し、仕事と子育て等との両立に対する理解や、就業継続意識の醸成を図るとともに、本市にも働きやすい職場環境づくりに取り組む事業者が数多くあることを知ってもらう機会に繋げ、市内事業者の女性活躍を推進する。
- ・ また、令和元年の女性活躍推進法の改正により、令和4年から、「一般事業主行動計画策定」の義務の対象となる事業者が、労働者301人以上から、101人以上へと拡大されることに伴い、令和3年度は、新たに、労働局と連携した説明会を実施するなど、行動計画の策定促進を図るとともに、引き続き、男女ともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む事業者を「きらり大賞」として表彰し、その好事例を広く効果的な手法で発信することにより、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍に取り組む事業者の増加を促進する。
- ・ 地域・社会における男女共同参画の推進については、男女共同参画の視点を取り入れた出前講座等を実施し、災害時における男女共同参画の推進を図ることや、令和3年度は、新たに、女性自治会役員や、地域団体等で活動する女性を対象にした意見交換会を実施し、女性の自治会役員等への登用を促すなど、地域における女性の活躍を推進していく。
- ・ 意思決定過程における女性の登用促進については、審議会等への女性登用の働きかけを継続して行っていくほか、情報誌を活用し、様々な地域や分野で活躍する女性を積極的に紹介するなど、効果的な啓発にも取り組んでいく。

3 基本目標Ⅲ 人権が守られ尊重される社会に向けた環境整備

施策の方向6 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

本市においては、DV対策に早期に取り組み、継続的な啓発により市民の認知度も高まり、未然防止から被害者の支援までのしくみは整備されましたが、被害を受けながら、だれにも相談せず我慢している女性もいることから、相談窓口のさらなる周知を図るとともに、引き続き、相談から自立に向けた切れ目ない支援に取り組んでいく必要があります。

一方、近年、特に、若年層の被害が目立ってきている、SNSを通じた性暴力・性犯罪については、問題認識や、被害者に対する相談支援についての周知が十分とは言えない状況にあることから、若者やその保護者を対象とする性暴力・性犯罪に対する認識を高め、被害者や加害者にならないための啓発に取り組んでいきます。

【成果指標⑩】 この1年間に配偶者から暴力を受けたことのある女性の割合

(※ H28は「過去2年間に配偶者や恋人から暴力を受けたことのある女性の割合」)

実績値の把握方法	基準値	実績値				目標値
	H28年度	H30年度	R1年度	R2年度	評価	R4年度
宇都宮市「市政に関する世論調査」	18.3% (※過去2年間)	4.7%	5.5%	3.0%	B	0%に近づける

【取組状況と課題】

- ・ 配偶者や恋人からの暴力対策として、大学等における「デートDV防止出前講座」について、ワークショップを取り入れて実施するなど、DVについての理解や未然防止のための周知啓発に取り組むほか、性暴力・性犯罪被害等の未然防止としては、女子高生（JK）など児童の性を売り物とする、いわゆるJKビジネス等の青少年の性的被害未然防止のため、広報紙での周知や、青少年自立支援センターにおいて、中高生の保護者等にチラシを配布し、啓発を行った。
- ・ コロナ禍において、DV被害者等の潜在化が懸念されたことから、令和2年度は、ゴールデンウィークの大型連休中に、女性相談所を開所し、DV等の相談に対応したほか、女性相談所や、国で実施するメールやSNS相談等の案内について、広報紙やポスター掲出など、あらゆる手段を用いて周知の強化に努めた。
- ・ 成果指標⑩は、周知啓発に取り組んだ結果、前年度に比べ減少している。
- ・ 今後は、コロナ禍における外出自粛等の長期化による、DVなど困難を抱えた女性の潜在化等が懸念されることから、一層の相談支援体制の強化が必要である。

施策の方向7 性に対する理解促進と性差に応じた健康支援

男女共同参画社会を実現し、全ての人が個性を生かし能力を発揮していくためには、健康であること、そして、互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重し、思いやりをもって生きていくことが前提といえます。

特に女性は、妊娠・出産や女性特有の疾患等、ライフステージにおいて留意すべき点もあるなど、それぞれの性差に応じた健康管理に十分配慮する必要があります。

このため、自分の性について理解し、性と健康を守る自己決定能力を高めるとともに、他者についても理解し、尊重しあえるよう、性や健康に関する正しい知識や情報を提供し、性差やライフステージに応じた理解促進と健康支援に取り組んでいきます。

【成果指標⑩】 LGBT（※）の言葉の認知度

実績値の把握方法	基準値	実績値				目標値
	H28年度	H30年度	R1年度	R2年度	評価	R4年度
宇都宮市「男女共同参画に関する市民意識調査」	41.0%	—	—	—	A	50.0%
【参考値】 宇都宮市「市政に関する世論調査」	—	64.5%	50.4%	52.9%		

【取組状況と課題】

- 多様な性に対する取組として、一人ひとりが尊重されるよう、LGBTの理解促進のための小学生向けリーフレットを配布するとともに、市民に対しては、多様な性について理解を深めるため、人権啓発パネル展における周知啓発のほか、LGBTの当事者支援団体を講師とした市民向け啓発講座を実施した。
- 令和2年度は、性差に応じた健康支援として、産後ケア事業の実施医療機関の拡大を図るなど、取組を強化した。
- 成果指標⑩は、「市政に関する世論調査」において、これまでの周知啓発活動の取り組みにより、市民の認知度は徐々に高まってきている。
- 今後は、多様な性に対する関心の高まりに対応するため、社会全体で取組を進めていく必要があることから、引き続き、LGBTの当事者支援団体との意見交換を通し、当事者等のニーズを踏まえながら、多様な性に対する一層の理解促進が必要である。

※ LGBT：L（レズビアン・女性同性愛者）、G（ゲイ・男性同性愛者）、B（バイセクシャル・両性愛者）、T（トランスジェンダー・からだところの性が一致せず、性別に違和感を覚える人）の4つの単語の頭文字をとった言葉

基本目標Ⅲ 人権が守られ尊重される社会に向けた環境整備

今後の取組

- ・ 暴力の根絶については、コロナ禍における、外出自粛等が長期化し、生活不安やストレスから、今後も、DV被害者の潜在化等が懸念されるため、令和3年度は、不安や困難を抱える女性を相談に繋げ、適切な支援が受けられるよう、「宇都宮市つながりサポート女性支援事業」を実施し、関係機関等と連携した相談体制の強化を図っていく。
- ・ 性に対する理解促進については、LGBTの当事者支援団体等との定期的な意見交換をしながら、効果的な取組を検討し、市民に向けた周知啓発を実施するとともに、令和3年度は、新たに、多様な性についての更なる理解促進を図るため、学校教育における取組の対象者を小学生のみならず、中学生にも拡充して実施するほか、事業者に向けても周知を行うなど、取組の強化を図っていく。
- ・ また、性差に応じた健康への理解促進を図るため、関係機関と連携しながら、興味・関心の高いテーマを用いた、健康講座を実施する。

4 令和3年度男女共同参画の推進に関するまとめ

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大は、女性の就業が多いサービス業等に、経済的な大きな打撃をもたらし、医療従事者等、いわゆるエッセンシャルワーカーの働く環境に影響を及ぼすなど、とりわけ女性への影響が深刻といわれている。

このような中、外出自粛等によるDV被害や家事・育児の負担増など、不安や困難を抱える女性の孤立・潜在化が懸念され、支援が十分に行き届いていない女性に対する取組が必要となっていることから、令和3年度は、不安や困難を抱える女性が適切な支援を受けられるよう、NPO等の民間団体と連携した、新たな支援に取り組み、相談体制の強化を図っていく。

- ・ また、コロナ禍においては、東京圏に住む人の地方移住への関心が高まる中、地方との関わりを希望する女性に本市を選択してもらえるよう、働きやすい職場環境づくりに取り組む魅力的な事業者が数多くあることなどについて、広く首都圏に向けても発信していくことが必要である。

このようなことから、女子大学生等に対し、事業者が取り組んでいる子育て支援や、仕事と子育てを両立している家庭の家事・子育ての状況を体感することなどを通じて、就業継続意識の醸成を図るとともに、本市で就業することの魅力を知ってもらい、首都圏への転出防止や本市への転入につなげる「仕事と子育て家庭のインターンシップ事業」について、オンラインを活用し、対象者を拡充するなど、取組を強化していく。

- ・ さらに、本年開催の東京オリンピック・パラリンピック大会の基本コンセプトの一つに「多様性と調和」が掲げられるなど、ジェンダー平等推進の流れが、社会全体で加速化していくことが期待される中、多様性を認め合うことのできる社会の実現に向けた機運が高まりつつあることから、本市においては、LGBTなどの多様な性に対する、更なる理解促進に向け、学校教育における取組の対象者を拡充して実施するほか、事業者に向けても周知を行い、取組を強化するなど、社会環境の変化やニーズに対応した施策を展開していく。
- ・ これらの取組を通じて、「第4次宇都宮市男女共同参画行動計画」の着実な推進に取り組み、誰もが個性と能力を十分に発揮できるまちの実現に努めていく。

◆ 参考資料

○宇都宮市男女共同参画推進条例

平成15年6月27日

条例第29号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約をはじめとした国際的な取組と連動して進められ、男女共同参画社会基本法などの法律や制度が整備されてきた。

宇都宮市においては、国内外の動向を考慮しつつ、本市の実情に応じた男女共同参画に関する様々な施策を積極的に展開してきた。

しかしながら、社会的又は文化的に形成された性別によって役割分担を固定的にとらえる考え方が依然として存在し、多くの市民が社会における男女間の不平等を感じている状況があり、さらに、配偶者等への暴力的行為など解決しなければならない課題が未だに残されている。

このような状況の中、少子高齢社会の到来、国際化及び高度情報化の急速な進展等社会経済情勢の急激な変化に的確に対応し、誰もが生き生きと安心して暮らすことのできる豊かで活力に満ちた宇都宮市を築いていくためには、男女が、その違いを画一的に否定することなく、互いに人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現が緊要である。

ここに、宇都宮市は、男女共同参画社会の実現を21世紀における市政の重要課題と位置付け、次世代を担う子どもたちに夢と誇りをもって引き継げる都市を築くため、市民、事業者、市が相互に協力し、及び連携し、豊かで活力のある男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、その基本理念を定め、市民、事業者、市等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 男女が、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担を反映した慣行にとらわれることなく、社会のあらゆる分野における活動を自由に選択できるようにすること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、相互の協力及び社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを両立して行うことができるようにすること。
- (5) 男女が、互いの身体的特徴及び性について理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。
- (6) 男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会の動向に留意し、協調して行われること。

(市民の責務)

第4条 市民は、前条各号に規定する事項（以下「基本理念」という。）にのっとり、社会のあらゆる分野において、それぞれが相互に協力し、男女共同参画を主体的かつ積極的に推進するとともに、市がこの条例に基づき実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女共同参画を主体的かつ積極的に推進するとともに、市がこの条例に基づき実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を策定する責務を有する。

- 2 市は、前項の施策について、市民及び事業者と相互に協力し、及び連携し、一体となって実施する責務を有する。

(教育関係者の責務)

第7条 学校教育、社会教育その他の教育に携わる者（以下「教育関係者」という。）は、基本理念にのっとり、その教育を行う過程において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(行動計画)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、宇都宮市男女共同参画審議会（第23条第1項を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

3 市長は、行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

（意識の啓発）

第9条 市は、男女共同参画の推進についての意識の啓発を図るため、家庭、職場、学校、地域等における広報活動の実施、学習の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成）

第10条 市は、男女共同参画の推進を率先して行う人材を育成するため、研修の実施、講座の開設その他の必要な措置を講ずるものとする。

（活動の支援）

第11条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）による男女共同参画の推進についての自主的な活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（体制の整備等）

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び実施するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民、事業者又は民間団体による男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、拠点となる施設の整備に努めるものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、常に関係行政機関及び関係団体と緊密に連携し、及び協力するよう努めるものとする。

（施策に関する意見の申出への対応）

第13条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、意見の申出を受けたときは、適切に対応するよう努めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の申出への対応に当たり、審議会の意見を聴くものとする。

（積極的改善措置）

第14条 市は、市における政策の立案若しくは決定又は施策の実施に当たって、参画の機会に係る男女間の格差の改善を図る必要があると認めるときは、必要な範囲内において、男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供する措置（以下「積極的改善措置」という。）を講ずるよう努めるものとする。

2 市長その他の執行機関は、附属機関の委員等を任命し、又は委嘱するときは、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第15条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとする。

(調査研究)

第16条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

第3章 各分野での取組等

(家庭での取組等)

第17条 家族を構成する者は、相互の理解の下に、性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを円滑に行うことができるよう努めるものとする。

2 市は、前項に規定する家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを円滑に行うことができるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(職場での取組等)

第18条 事業者は、事業活動において男女が対等に参画できる機会を確保するよう努めるものとする。

2 事業者は、男女が、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

3 市は、第1項の規定に基づき機会の確保が図られ、及び前項の規定に基づき職場環境の整備が促進されるよう、情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 市は、必要があると認めるときは、事業者に対して、男女共同参画の推進に関する広報及び男女共同参画の状況等の把握について協力を求めるものとする。

(教育分野での取組等)

第19条 教育関係者は、自ら男女共同参画の推進について研さんし、男女共同参画の推進に関する教育、学習その他の活動を通じて、その教育を受ける者の男女共同参画の推進についての関心及び理解が増進するよう努めるものとする。

2 市は、前項の男女共同参画の推進に関する教育、学習その他の活動の振興を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(地域での取組等)

第20条 地域住民の組織である公共的団体の構成員は、自主的な啓発活動を通じて、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市は、前項の構成員と連携を図りながら、同項の自主的な啓発活動の実施に協力するよう努めるものとする。

第4章 性別による権利侵害の禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

第21条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的な取扱いを行ってはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。）を行ってはならない。

3 何人も、その配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）に対し、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

(性別による権利侵害等に関する相談への対応)

第22条 市長は、前条各項の規定に違反する行為その他の男女共同参画の推進を阻害する行為について相談を受けたときは、関係機関等と連携して、適切に対応するよう努めるものとする。

第5章 宇都宮市男女共同参画審議会

第23条 市に、宇都宮市男女共同参画審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 行動計画の策定又は変更について、第8条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき意見を述べること。

(2) 意見の申出への対応について、第13条第2項の規定に基づき意見を述べること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進について必要な事項を調査審議すること。

3 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

4 審議会の委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

5 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第6章 委任

第24条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成15年7月1日から施行する。

○宇都宮市男女共同参画推進条例施行規則（案）

平成15年6月27日

規則第47号

改正 平成24年3月第11号

改正 令和 3年 月第 号

（趣旨）

第1条 この規則は、宇都宮市男女共同参画推進条例（平成15年条例第29号。以下「条例」という。）第24条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

（申出者及び相談者）

第2条 条例第13条第1項の意見の申出（以下「申出」という。）及び条例第22条の相談を行うことができるものは、次に掲げるものとする。

- （1） 市内に住所を有する者
- （2） 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- （3） 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- （4） 市内に存する学校に在学する者
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

（申出及び対応の通知）

第3条 申出は、次に掲げる事項を記載した意見申出書を市長に提出して行わなければならない。

- （1） 申出を行うものの氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地）並びに電話番号
- （2） 申出の理由
- （3） 申出の概要
- （4） 他の機関への相談等の状況
- （5） 申出の年月日

2 市長は、申出への対応を決定したときは、その内容を申出対応通知書により当該申出を行ったものに通知するものとする。

（委員）

第4条 宇都宮市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- （1） 学識経験を有する者
- （2） 関係団体を代表する者
- （3） 関係行政機関の職員

(4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、会長は、緊急の必要があり、審議会の会議を招集する暇がない場合、その他やむを得ない理由があると認める場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、審議会の会議に代えることができる。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(関係人の出席)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(審議会の庶務)

第9条 審議会の庶務は、市民まちづくり部男女共同参画課において処理する。

(平24規則11・一部改正)

(審議会の運営)

第10条 前6条に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(様式)

第11条 この規則に規定する意見申出書等の様式は、別に定める。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成15年7月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日規則第11号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和 3 年 月 日規則第 号）

この規則は、令和 3 年 月 日から施行する。